

運営推進会議 について



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合

運営推進会議とは

目的

利用者の家族や地域の代表者等に、提供しているサービス内容を明らかにし、地域に開かれたサービスとすることで、「抱え込み」を防止するとともにサービスの質を確保すること。

事業所は、運営推進会議を開催し、活動報告を行うとともに、**要望や助言を聴く機会**を設けなければなりません。



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合

構成員

- 利用者や利用者家族
- 地域住民の代表者
民生委員や町内会役員、老人クラブの代表者等
- 地域包括支援センターまたは市町職員
事業所が所在する市町の高齢者相談支援センター職員や介護保険担当課職員
- サービスに対して知見を有する者
他法人の介護事業所の管理者、高齢者福祉事業や認知症ケアに携わっている方等

必ず参加
すること！

※ 全ての構成員が揃う必要はありません。



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合

会議内容（例）

- サービスの提供内容や定例行事の実施報告
- 利用者の構成
利用者数、年齢、要介護度等
- 事故・ヒヤリハット報告
- 非常災害対策の取組み
避難訓練の実施等
- 地域連携の取組み
地域行事への参加、ボランティアの受入れ等



各構成員が
率直な意見交換を
行えるような
雰囲気作りを
心掛けてください！



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合

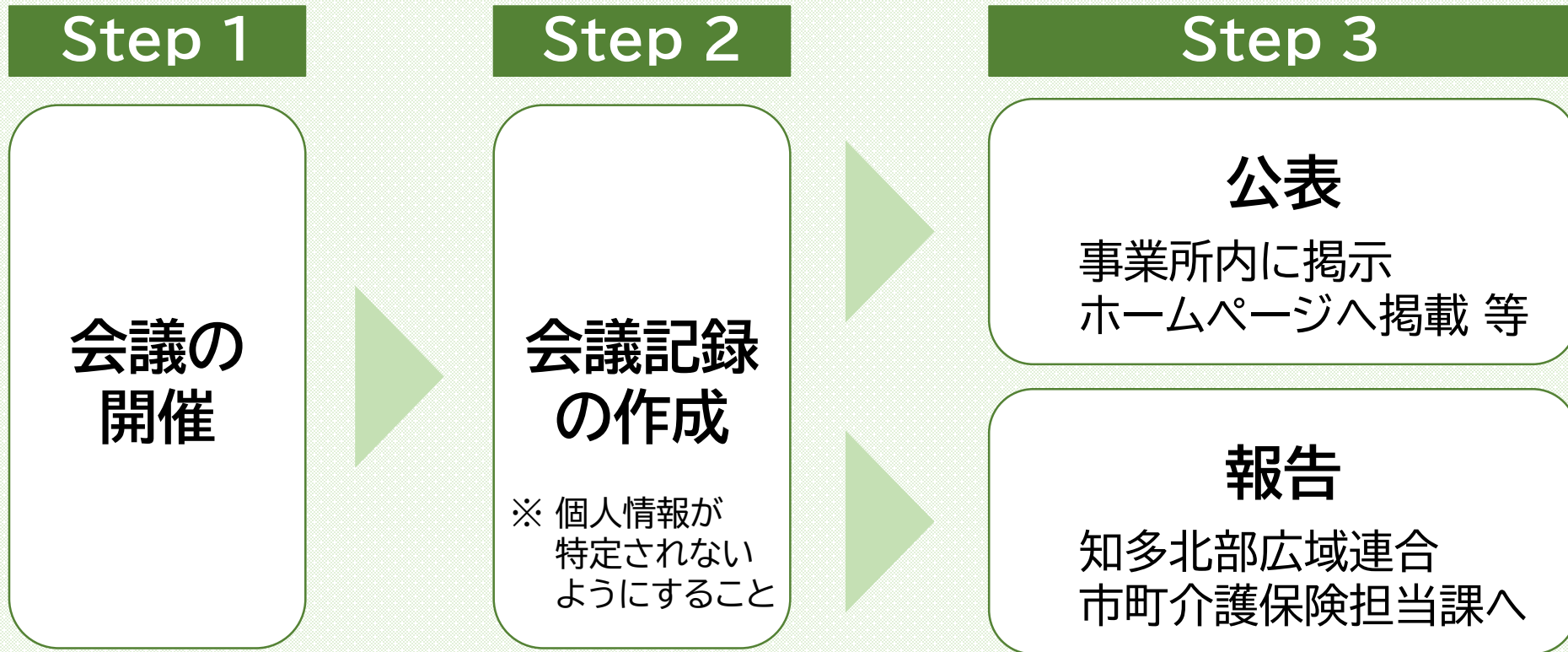
開催頻度

サービス種別	頻度
- 地域密着型通所介護 (介護予防) 認知症対応型通所介護	おおむね 6 か月に 1 回以上
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 - 地域密着型特定施設入居者生活介護 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	おおむね 2 か月に 1 回以上

※ 現在、指定のあるサービス種別のみ掲載

会議記録の公表・報告

会議の開催後は、会議記録を作成し公表するとともに、
知多北部広域連合及び事業所の所在する介護保険担当課へ報告が必要です。



新型コロナウイルス感染症に係る取扱い

令和2年2月28日付厚生労働省事務連絡
「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて(第3報)」

問8 運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催について、新型コロナウイルス感染症への対応として、その開催を延期、中止する等の措置を行ってもよいか。

(答)

運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催については、感染拡大防止の観点から、文書による情報提供・報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。

なお、安全・サービス提供管理委員会の開催についても同様である。

知多北部広域連合の取扱い

新型コロナウイルス感染症への対策として
集まっての開催が出来ない場合は、**書面開催**としてください。

※ 原則、中止は認めていません。



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合